

富山県情報公開審査会答申概要（答申第29号）

- 件 名 県庁各室課に設置されている複写機の複写対象に関する規定に係る非開示決定処分（不存在）に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年4月9日
- 実施機関の決定日 平成19年4月23日
- 実施機関（担当課） 知事（文書学術課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 請求に係る公文書を保有していないため
- 異議申立て年月日 平成19年4月24日
- 異議申立ての内容 本件開示請求に係る対象公文書が不存在であるとは考えられず、関係資料の全部公開を求める。
- 諮問年月日 平成19年6月18日
- 答申年月日 平成21年9月2日
- 争点 実施機関が、本件対象公文書を不存在とし、非開示とした決定の妥当性
- 審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

<理由>

本件対象公文書の存否等について

異議申立人は、本件開示請求は情報公開窓口において新聞の複写ができないとする根拠について記載された公文書の開示を求めたものであると主張する。

これに対して、実施機関は、県民等への情報提供を含めた県の事務の執行に必要な範囲内で適切に複写機を使用しているため、複写の対象または禁止対象について特段公文書を作成する必要がないことから、本件対象公文書を保有していないと説明している。

このような実施機関の説明は、県の事務の執行における複写機使用の実態に鑑みて、特段の不自然又は不合理な点はないと認められる。

なお、異議申立人が主張する著作権法の解釈については、本件処分の妥当性を判断するに当たって考慮すべき事情とは言えないものとする。